

下教政 第226号  
令和6年(2024年)3月19日

下関市監査委員 今井弘文様  
同 秋森和也様  
同 木本暢一様  
同 田中義一様

下関市教育委員会  
教育長 磯部芳規

定期監査の結果に対する措置について

令和5年(2023年)6月5日付け監査報告第11号により通知のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、通知いたします。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会 教育研修課

[指摘事項]

(1) 外国語指導助手（ALT）の住宅借上げに係る家屋賃貸借契約について、以下の事項が見受けられた。下関市契約規則（以下「契約規則」という。）に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 契約規則第22条に規定する予定価格を決定しておらず、物件案内によりあらかじめ判明している金額を執行伺に記載し、それを予定価格とみなしているとのことであるが、伺い文に予定価格との表記、予定価格の積算根拠に関する記載及び契約担当者が決定したことの記載がなく、適正な予定価格が決定されていたのか客観的に確認できなかった。

イ 契約規則第23条第3号の規定を適用し、契約相手から見積書を徴しておらず、仲介人から提示された計算書に記載された金額を契約額としているが、契約相手と仲介人の関係を確認できる資料の添付もなく、計算書は執行伺の決裁日よりも以前に仲介人から所管課担当者宛に提出されたものであり、市が家賃、敷金、礼金、仲介手数料をどのような経緯で誰と合意したのかが不明瞭であった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、「下関市契約規則」を職員全員に配付し、注意喚起を行った。今後の契約事務については、適正に事務処理を行うよう努める。

[指摘事項]

(2) (1)に関連するが、当該契約は、2年度に渡る複数年度契約であるため、契約書において、長期継続契約に基づく解除条項（予算の減額又は削除に伴う解除等の特約条項）記載しているが、「甲乙において何等本契約書記載事項変更の申し出がないときは、同一条件をもってさらに1年間自動更新されたものとし、その後の期間満了についても同様とする。」との規定があり、いわゆる自動更新条項が設定されていた。

地方自治法第232条の3において、「地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、令和5年9月5日付けで契約相手方と自動更新条項を削除する変更契約を行った。今後は、関係法令等に基づき、適正に事務処理を行うよう努める。

教育委員会 学校教育課

[指摘事項]

(1) 下関市フリースクール等利用支援補助金について、当該補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、下関市フリースクール等利用支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、決定を受けた交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ下関市フリースクール等利用支援補助金交付変更承認申請書（以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出して、その承認を受けなければならないとされている。また、同要綱第15条の規定により、交付申請書に記載した住所、氏名、電話番号等に変更があったときは、速やかに下関市フリースクール等利用支援補助金交付申請書記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）により市長に届けなければならないとされている。所管課は、補助対象者から、変更承認申請書及び記載事項変更届が提出されていたにもかかわらず、これらに対する事務処理を行っていなかった。適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、補助対象者から変更承認申請書が提出された場合の事務処理の遺漏を防止するため、当該申請書の提出があったときには速やかに審査を行い、審査により変更を承認したときはその旨を、所定の様式により通知するよう、下関市フリースクール等利用支援補助金交付要綱に規定し、令和5年9月1日付けで施行した。

記載事項変更届が提出された場合については、提出書類の内容確認等、適正な事務処理に努める。

以上